

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

令和 5 年 5 月 8 日改正

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱 痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ 熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症 急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染 症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ (H5N1)を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児 にあっては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した 後 1 日を経過するまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結 膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラ ズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を 要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性脳痙攣（とびひ）

（参考）学校保健安全法施行規則第 18 条

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）